

東京大学環境安全総括委員会規則

平成21年10月1日

役員会議決

東大規則第27号

沿革

(設置)

第1条 国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）に、東京大学環境安全総括委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学における環境安全衛生活動の充実を図るため、その活動の状況を把握し、環境安全衛生管理体制の整備及び強化に関する総括的な協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 環境安全衛生を担当する理事（以下「担当理事」という。）
- (2) 東京大学教職員の環境安全衛生管理規程（平成16年東大規則第10号。以下「環境安全衛生管理規程」という。）別表に定める事業場の長のうち、次に掲げる者
イ 駒場地区、柏地区、柏Ⅱ地区、白金台地区及び東京大学病院の各事業場の長
ロ イ以外の事業場の長（本郷地区を除く。）のうちから、担当理事が指名した者
1名
- (3) 環境安全衛生管理規程別表に定める本郷地区事業場に置かれる同規程第11条第1項に規定する安全衛生委員会委員長
- (4) 環境安全本部長
- (5) 環境安全衛生管理に関し高い識見を有する学外の者のうちから、総長が委嘱する者
若干名
- (6) その他担当理事が必要と認めた本学教職員から、総長が委嘱する者 若干名
(委員長)

第4条 委員長は、担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときには、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 第3条第1項第5号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、本部環境安全課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に委嘱される第3条第1項第4号及び第5号の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成22年3月25日東大規則第136号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日東大規則第149号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

沿革

東京大学環境安全総括委員会規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第2章 プロボストオフィス、CFO オフィス及び委員会等

○第2節 委員会等

沿革情報

◆平成21年10月01日 役員会議決

◇平成22年03月25日

◇平成22年03月30日

◇平成30年03月29日

◇令和03年06月24日

◇令和05年03月31日

◇令和05年07月27日

◇令和08年09月15日